

議員提出議案第5号

琴浦町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年3月18日 提出

提出者	琴浦町議会議員	桑 本 賢 治
賛成者	同	手 嶋 正 巳
	同	高 塚 勝
	同	澤 田 豊 秋
	同	大 平 高 志
	同	押 本 昌 幸

令和3年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

提案理由説明

琴浦町議会委員会条例の一部改正について提案理由説明を行います。

1 条例改正理由

この度、機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定によって、課の名称が変更されたことに伴い、総務産業常任委員会が所管する課の名称の改正を行うものがあります。

2 条例案の概要

第2条第1号中、総務産業常任委員会所管の「建設環境課」を「建設住宅課」・「上下水道課」に改める。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

令和3年琴浦町条例第 号

琴浦町議会委員会条例の一部を改正する条例

琴浦町議会委員会条例(平成16年琴浦町条例第197号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務産業常任委員会 8人</p> <p>総務課・企画政策課・商工観光課・<u>税務課</u>・農林水産課・<u>建設住宅課</u>・<u>上下水道課</u>・農業委員会事務局・出納室に関する事項及び他の常任委員会に属しない事項</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務産業常任委員会 8人</p> <p>総務課・企画政策課・商工観光課・<u>税務課</u>・農林水産課・<u>建設環境課</u>・農業委員会事務局・出納室に関する事項及び他の常任委員会に属しない事項</p> <p>(2)及び(3) 略</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。